「松山衛生事務組合特定事業主行動計画」実施状況の公表について

松山衛生事務組合

「松山衛生事務組合特定事業主行動計画」に係る令和４年度の実施状況について、次世代育成支援対策推進法第１９条第５項及び女性活躍推進法第１９条第６項に基づき、下記のとおり公表します。

記

１　主な取組み

◆意識啓発

（１）長時間勤務の縮減

・毎月第２、第４水曜日の完全ノー残業デーに加え、７月～９月は毎週水曜日に完全ノー残業デーを実施

・時間外勤務上限規制制度（通常の時間外勤務は年間３６０時間以下とする等）の運用

（２）休暇の取得促進

・年５日以上の確実な年次休暇の取得を周知

・夏季休暇の取得期間を拡大（７～９月→６～１０月）し、付与日数を増加（３日→５日）

・大型連休、夏季期間、年末年始等の計画的な年次休暇の取得推進

◆キャリア形成支援

（１）出産・育児支援

・出産、育児に関する各種制度の説明や先輩職員による体験談を通し、育児への理解を深めてもらうための説明会を２回開催

・育児休業から復帰する職員を対象に復帰支援相談会を４回実施

（２）研修の実施

・女性職員向けキャリアデザイン研修を実施

２　数値目標（目標年度：令和７年度）の達成状況

時間外勤務の縮減

（１）年間に３６０時間を超えて時間外勤務を行う職員の割合…０％

【令和４年度実績】０％

男性の育児参加促進

（２）男性職員の育児休業取得率…３０％以上

【令和４年度実績】対象者なし